

令和4年8月17日

公益社団法人足利法人会MD部会・女性部会合同

“公益共催セミナー”のご案内について

益社団法人足利法人会

MD部会長 富田 勘也

女性部会長 鈴木 暁子

日頃、当部会の事業につきましては、格別なご理解・ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さてこの度、MD部会・女性部会合同によります“公益共催セミナー”を、下記のとおり開催することになりました。

2020年6月1日に施行された「労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）」ですが、この時点で義務化の対象だったのは大企業のみで、中小企業は努力義務でした。しかし、2022年4月1日より中小企業も義務化されることとなり、職場内のパワーハラスメント防止措置が全面施行となりました。

今後すべての企業は、パワハラ防止方針の明確化や相談体制の整備、パワハラに関する労使紛争を速やかに解決する体制を整えることが義務となります。

このようなことから、栃木労働局から講師をお迎えし、パワハラ防止法について詳しく解説をいただきます。

このセミナーは、一般公開となりますので、どなたでもご参加できますので、奮ってお申込みください。

記

1. 日時 令和4年9月7日（水）午後3時30分～5時
2. 会場 ニューミヤコホテル本館3F
3. 講演会 演題 『職場におけるハラスメント防止対策』
講師 栃木労働局 雇用環境・均等室
室長補佐 川村繁子氏
4. 参加費 入場無料
5. 募集 50名（先着順）

※ 準備の都合がございますので、8月30日（火）までに事務局にお申込みください。

◇公益共催セミナー 申込書

法人名	氏名	TEL

【 足利法人会事務局・TEL 43-2866 ・ FAX 43-2867 】